

<参考資料> 従来の「第一種奨学金」と「授業料後払い制度」の比較（大阪大学）

		第一種奨学金	授業料後払い制度	
支援期間※1	博士前期課程・修士課程	2年間	2年間	
	専門職学位課程 (高等司法研究科)	法学既修者：2年間 法学未修者：3年間	法学既修者：2年間 法学未修者：3年間	
	5年一貫制博士課程 (生命機能研究科)	5年間	博士前期課程相当学年（1～2年生）の2年間	
支援の種類		奨学金の貸与	授業料支援金の貸与	生活費奨学金の貸与 (希望者のみ)
利子の有無		無利子	無利子	無利子
返還（返済）の要否		必要	必要	必要
振込先		学生本人	原則として大学※2	学生本人
振込時期		各月	年2回※2	各月
保証制度		機関保証※3又は人的保証	機関保証※3	機関保証※3
12ヶ月分の貸与額		選択した月額×12 (上限1,056,000円)	授業料の金額 (上限535,800円)	選択した月額×12 (上限480,000円) 【合計で年間最高1,015,800円※3】
返還方式※4		定額返還方式または 所得連動返還方式	独自の所得連動返還方式	
特に優れた業績による返還免除		対象	対象	
「授業料後払い制度」の 申請に注意が必要な人		<ul style="list-style-type: none"> ●生命機能研究科の学生 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「授業料後払い制度」を利用できるのは2年生までです。この場合に「特に優れた業績による返還免除」の対象となる貸与額は最大2年間分です。なお、2年生まで「授業料後払い制度」を利用した人が3年生以降に「第一種奨学金」の貸与を希望する場合は、新たに申し込みが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ⇨ 「第一種奨学金」では、進級する際に継続手続きを行うことで最大で1年生から5年生まで継続して貸与を受けられます。そのため、「特に優れた業績による返還免除」の対象となる貸与額は最大5年間分です。(各学年進級時の継続には成績等による審査があります。) ●高等司法研究科の学生 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「授業料後払い制度」の授業料支援金は、年間の授業料（満額804,000円）に対し、535,800円を超えた差額は貸与されません。この場合、日本学生支援機構から大学へ振り込まれる授業料支援金のほか、差額分について学生から大学への納入が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ⇨ 「第一種奨学金」を最高月額で利用した場合は年間804,000円以上の貸与を受けることができます。ただし「第一種奨学金」は毎月払いのため、特定日までに一括で貸与を受けることはできません。 ●長期履修生 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「授業料後払い制度」の授業料支援金の年間上限は535,800円ではなく、長期履修許可年数等に応じた当該年度に発生する授業料の年額となります。また、長期履修に伴う貸与期間の延長はできません。 <ul style="list-style-type: none"> ⇨ 「第一種奨学金」も貸与期間の延長はできませんが、貸与月額を自分で選択可能なため、長期履修で延長して在籍する期間に備えて奨学金を貯めておくことが可能です。なお、長期履修生は貸与中の任意の期間に「第一種奨学金」の振込を中断し、再開することで、延長して在籍する期間に貸与を先送りすることができます。 ●休学、退学、短縮修了を予定している人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「授業料後払い制度」の申請中又は機構と金銭消費貸借を契約する手続きの前に休学、退学、短縮修了を申請する場合は、学生本人から本学への授業料の納入が必要です。なお、授業料の納入及び金銭消費貸借契約手続き完了後、納入済の授業料に相当する金額の授業料支援金を学生本人へ振込により貸与を受けることが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ⇨ 「第一種奨学金」では、休学、退学、短縮修了が生じる月（休学の場合は前月）まで、各月の振込日に奨学金が貸与されます。 		

※1 入学月を始期として貸与を受けた場合の最長の支援期間です。貸与の終期は原則として申請時点における課程修了予定年月までです。どちらの制度も貸与期間の延長はできず、貸与期間の途中で辞退は可能です。

※2 貸与中に休学期間が生じた場合等は、振込先が学生本人となる場合や振込回数が年2回を超える場合があります。

※3 機関保証には、貸与額に応じた保証料が発生し、「保証料相当額も日本学生支援機構から借りる」こととなります。具体的には、「第一種奨学金」では各月の奨学金から保証料相当額が差し引かれます。「授業料後払い制度」では、「授業料支援金」については授業料相当額に保証料が上乗せされ、「生活費奨学金」については第一種奨学金と同様に各月の振込額から保証料相当額が差し引かれます。そのため、どちらの制度でも「借りた総額」は「振り込まれる奨学金の総額」より多くなります。

※4 「定額返還方式」は借りた総額に応じて返還完了まで一定の返還月額が決まり、返還の計画が立てやすくなります。「所得連動方式」は毎年の所得に応じて返還月額が見直され、所得が低い場合は毎月の返還額が低くなります。なお、「授業料後払い制度」では最低割賦月額の適用基準（年収300万円程度まで最低割賦月額を適用）や返還者の数に応じた控除により、「第一種奨学金」の所得連動方式に比べて低所得時の返還がしやすいように設定されています。

※5 上記は2024年9月10日時点の情報であり、制度改正等により変更が生じる場合があります。